



## 和楽器の演奏で日本文化の伝統を未来へ～プロジェクト和の音～

知っているようで意外と知らない日本の和楽器。最近では「和楽器バンド」など、ポップスを和楽器で演奏するアーティストの国際的な活躍など、国内外で注目されています。みなさんは和楽器についてどれくらいご存知でしょうか。

今回は、和楽器の魅力を伝えている「プロジェクト和の音（わのね）」の活動をご紹介します。



小学校での演奏会の模様。初めて見る尺八や琴などの和楽器に子どもたちも興味津々の様子。今後の活動の拡大が期待されます。

**子どもたちにいいものを聞かせたい**  
「和楽器」は三味線・琴・尺八などが一般的に知られています。これらの楽器は、日本の伝統音楽・芸術として昔から親しまれてきました。日本の奥ゆかしい和楽器の音色は、海外からも人気を集めています。  
「プロジェクト和の音」は、和楽器を通して日本の伝統文化の良さを未来の世代に引き継ぐため、2015年から活動を開始しています。会長の川端さんと副会長の久保利さんは和楽器の演奏者であり指導者でもあります。

**和歌山と和楽器**  
「実は和歌山と和楽器の関係が深いんです。2人が中心となって、和歌山市内の小学校へ訪問し、子どもたちに和楽器の歴史について学んでもらい、琴や尺八の演奏体験を行うのが主な活動です。和楽器に親しみを持てるよう、子どもたちもよく知っている楽曲も琴と尺八で演奏します。  
「CDで流れた曲をただ聞くのではなく、実際に演奏をみてもいい、いい演奏を子どもたちに聞いてもらおう」ために、日々精進しているそうです。



がそう思ってくれたのが本当に嬉しい」と、活動の原動力になっています。

### もっと日本の文化に触れる機会を

和歌山市の小学校を訪問し、活動しているみなさん。そのなかで、子どもたちにもっと日本の音楽や文化に触れさせてあげたいという思いがあります。

「今の時代、普通に生活していると和楽器に触れることってほとんどないです」と川端さん。今後も和歌山市内の小学校をさらに訪問し、和歌山市の子どもたちが和楽器の魅力について印象を深め、日本の文化を好きになってもらえるように、これからもプロジェクト和の音の活動は続きます。（K・K）

**プロジェクト和の音**  
事務所所在地：和歌山市和歌浦西 2-1-15  
ブログ <http://yurururira.ikora.tv/c30804.html>  
Facebook ページ <https://www.facebook.com/pwanone/>

演奏だけではなく、和楽器そのものの説明のほか、和歌山と和楽器の関係などについてもスライドを交えながら解説しています。

## みんなでつくる情報板 わかやまイベントボード

**●農業体験農園事業説明会**  
JA わかやまと和歌山大学観光学部藤田研究室との連携で 4 月に和歌山市太田と梅原にオープンする体験農園の説明会。  
日時 2月10日(土) 10:00～12:00  
場所 JA わかやま中央営農センター(和歌山市栗橋 660-1)  
参加費 無料  
定員 50名(当日先着順)  
問い合わせ JA わかやま営農生活部 (073-473-9402)

**●21世紀の理想的な食形態「ソフト食って何？」**  
新しい介護食や嚥下体操の紹介のほか、座談会も。  
日時 2月13日(火) 14:00～15:30  
場所 地域包括支援センター雑賀(和歌山市関戸 1-4-15)  
参加費 無料  
講師 社会福祉法人わかうら会スタッフ  
定員 20名(要申し込み)  
問い合わせ・申し込み 地域包括支援センター雑賀 (073-445-1700)  
備考 筆記用具持参。

**●気付き寄り添う存在に～ゲートキーパー養成講座**  
周囲を見守る優しい心の輪を和歌山から広げませんか。  
日時 2月10日(土) 13:00～17:00  
場所 プラザホープ3階  
内容 こころの安全パトロール隊員養成講座(講師・東陸広さん:日赤和歌山医療センター精神科部長)  
参加費 1,000円(要申し込み)  
申し込み NPO 法人心の SOS サポートネット「2/10 こころ講座」係(メール info@coco.sapo.net、FAX 050-3730-2286)  
問い合わせ 和歌山市保健対策課 (073-488-5117)

このほかの情報もたくさん掲載!  
「わかやまイベントボード」  
URL <http://eventboard.shiminjuku.jp/>

## 1週間って知らない話 NPOの

### 第1回 NPOとは?

この「わかつく」の連載が始まったのは2010年秋。この紙面でも何度か NPO について取り上げたこともありますが、連載途中から「わかやま新報」を購読されている方もいらっしゃるでしょうし、様々な情報も新しくなっていますので、改めて、NPO の基礎的な事柄や、NPO 等の「民間非営利組織」がなぜここまで重要性を増してきたのか、などをご紹介します。不定期連載をスタートします。どうぞお付き合いください。

NPO は「Non Profit Organization」の略。直訳すると「非利益組織」となりますが、一般には「非営利組織」とされています。

この「非営利」という言葉はしばしば誤解を招いていますが、「儲けることを第一の目的に活動しない」ということ。「利益の非分配」、つまり活動を得て何らかの収益を得たとしても、株式会社による株主への配

当のように収益を構成員で分配しない、剰余金が出た場合は原則次期の活動資金に繰り越す、という原則を指します。

また「非報酬ではない」ことも大切なポイントです。詳しくは後日触れる予定ですが、NPO で活動した際の労働の対価を得てはいけな、ということではありません。

日本で最も大きな NPO は行政機関だ、という指摘をされる識者もいます。確かに行政は、国民や企業等から徴収する税金が主な活動の原資ですが、おこなっている事業は行政機関の儲けを第一の目的にしているのではなく、原則は、広くあまねく住民の利益(=公共の利益であることから「公益」ともいいます)につながることを目指して事業を展開されています。また、そこで働く公務員のみなさんは有償です。仮に年度決算で黒字が出たとしても、行政で働くみなさんの給与に反映されることはなく、剰余額は次期に繰り越したり、将来のための基金に積み立てられたり、といった措置が取られます。

そうみると、行政機関の仕事は極めて NPO に近い、と考えられるのもうなずけます。しかし、NPO は行政とは異なり、地域住民による

活動を指すことが多く、行政との混同を避けるために「民間非営利組織」あるいは、住民の自主・自発的な公益的な活動を行う母体であることから「市民活動団体」または「市民公益活動団体」とも呼ばれることがあります。

「NPO 法人(特定非営利活動法人)」は法律に基づいた手続きを経て、法務局で法人登記をおこなった団体を指しますので、きちんと法的定義があります。ただ「NPO」というアルファベット3文字には、法的な定義付けはなされていません。そこが「NPO はなんだかわかりづらい」という印象を持たれてしまう一因かもしれません。

いまでは、「NPO」という単語は、法人であるかどうかの区別なく、地域住民による自主・自発的な公益活動を行う団体の総称として使われることが多くなっています。

**【今回のポイント】**  
・NPO=民間非営利組織の総称  
・非営利は「非収益・非報酬」ではない。「利益の非分配」が第一の原則である。